

貸 出 金

■貸出金科目別残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成30年9月期			令和元年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
手 形 貸 付	15,250	-	15,250 (1.9)	15,560	-	15,560 (1.9)
証 書 貸 付	747,206	-	747,206 (93.5)	775,178	-	775,178 (93.8)
当 座 貸 越	33,477	-	33,477 (4.2)	33,095	-	33,095 (4.0)
割 引 手 形	2,895	-	2,895 (0.4)	2,475	-	2,475 (0.3)
合 計	798,829	-	798,829 (100.0)	826,310	-	826,310 (100.0)

■貸出金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成30年9月期			令和元年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
手 形 貸 付	14,344	-	14,344 (1.8)	16,709	-	16,709 (2.1)
証 書 貸 付	738,558	-	738,558 (93.8)	761,662	-	761,662 (93.7)
当 座 貸 越	31,950	-	31,950 (4.1)	32,105	-	32,105 (3.9)
割 引 手 形	2,520	-	2,520 (0.3)	2,606	-	2,606 (0.3)
合 計	787,374	-	787,374 (100.0)	813,084	-	813,084 (100.0)

(注) 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合 計
平成30年9月期							
貸 出 金	152,104	108,759	91,022	82,135	351,142	13,664	798,829
うち 変 動 金 利		59,902	50,928	45,749	295,672	4,373	
うち 固 定 金 利		48,857	40,094	36,385	55,469	9,290	
令和元年9月期							
貸 出 金	159,383	114,224	99,637	75,004	363,810	14,249	826,310
うち 変 動 金 利		64,349	56,035	47,135	312,997	4,515	
うち 固 定 金 利		49,874	43,602	27,869	50,813	9,733	

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしております。

■貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

種 類	平成30年9月期		令和元年9月期	
	残 高	構成比	残 高	構成比
製 造 業	34,502	4.3	34,631	4.2
農 業、林 業	876	0.1	773	0.1
漁 業	50	0.0	60	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	106	0.0	95	0.0
建 設 業	21,411	2.7	22,158	2.7
電気・ガス・熱供給・水道業	1,292	0.2	1,644	0.2
情 報 通 信 業	2,549	0.3	1,207	0.2
運 輸 業、郵 便 業	8,285	1.0	6,986	0.9
卸 売 業、小 売 業	41,790	5.2	40,821	4.9
金 融 業、保 険 業	6,351	0.8	6,134	0.7
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	46,386	5.8	50,710	6.1
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	10,282	1.3	9,958	1.2
学術研究、専門・技術サービス業	5,199	0.7	6,123	0.7
生活関連サービス業、娯楽業	3,492	0.4	3,970	0.5
教 育、学 習 支 援 業	2,925	0.4	2,840	0.4
医 療、福 祉	35,490	4.5	36,238	4.4
サ ー ビ ス 業	7,490	0.9	7,709	0.9
地 方 公 共 団 体	134,405	16.8	128,801	15.6
そ の 他	435,948	54.6	465,452	56.3
合 計	798,829	100.0	826,310	100.0

■貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成30年9月期	令和元年9月期
有 価 証 券	161	137
債 権	8,182	7,686
商 品	-	-
不 動 産	150,219	150,287
そ の 他	-	-
計	158,563	158,111
保 証	477,349	498,374
信 用	162,915	169,824
合 計	798,829	826,310

■支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成30年9月期	令和元年9月期
有 価 証 券	-	-
債 権	1	37
商 品	-	-
不 動 産	19	161
そ の 他	-	-
計	21	198
保 証	64	111
信 用	434	259
合 計	520	569

■貸出金使途別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年9月期		令和元年9月期	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	509,339	63.8	530,993	64.3
運 転 資 金	289,490	36.2	295,317	35.7
合 計	798,829	100.0	826,310	100.0

■ 中小企業等向け貸出金

(単位:百万円、%)

区 分	平成30年9月期	令和元年9月期
中小企業等向け貸出金残高	596,756	622,697
総貸出金に占める割合	74.7	75.3

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

■ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

種 類	平成30年9月期	令和元年9月期
消費者ローン	17,186	17,966
住宅ローン	368,815	387,509
合 計	386,001	405,475

■ 貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

区 分	平成30年9月期		令和元年9月期	
	残 高	増減額	残 高	増減額
一般貸倒引当金	268	△ 28	322	19
個別貸倒引当金	2,169	△ 75	2,195	△ 24
合 計	2,438	△ 104	2,517	△ 5

(注) 増減額は半期中の増減額であります。

■ 貸出金償却額

(単位:百万円)

区 分	平成30年9月期	令和元年9月期
貸出金償却額	15	5

■ 特定海外債権残高

該当ありません。

■ リスク管理債権額

連結子会社は、貸出債権を有していません。従って、リスク管理債権額は単体・連結ベースとも同額であります。

(単位：百万円)

区 分	平成30年9月末	令和元年9月末
破 綻 先 債 権 額	722	1,113
延 滞 債 権 額	8,893	9,464
3カ月以上延滞債権額	-	-
貸出条件緩和債権額	411	392
合 計 (A)	10,027	10,970
総 貸 出 金 (B)	798,829	826,310
リスク管理債権比率 (A)/(B)×100	1.25 %	1.32 %

■ 金融再生法開示債権額

(単位：百万円)

区 分	平成30年9月末	令和元年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,795	3,006
危 険 債 権	6,829	7,584
要 管 理 債 権	411	392
小 計 (A)	10,036	10,983
正 常 債 権	790,177	817,359
合 計 (総与信) (B)	800,213	828,343
開 示 債 権 比 率 (A)/(B)×100	1.25 %	1.32 %
担保・優良保証(C)	6,274	7,003
貸 倒 引 当 金(D)	1,930	2,201
保 全 率 (C+D)/(A)×100	81.76 %	83.81 %

用語のご説明

リスク管理債権

銀行法及び同法施行規則に基づいて開示する債権で、貸出金について債務者の返済状況に着目し、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」の4区分に分類されます。

破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

用語のご説明

金融再生法開示債権

「金融機能再生のための緊急措置に関する法律」に基づいて開示する債権で、貸付有価証券、貸出金、外国為替、銀行保証付私募債、未収利息、仮払金及び支払承諾見返について債務者の財政状態及び経営成績等を基に査定を行い、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」「正常債権」の4区分に分類されます。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権及び経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権です。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記の債権以外のものに区分される債権です。